

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

|                                      |          |   |
|--------------------------------------|----------|---|
| ○保安林の指定の解除の予定                        | (森林整備課)  | 一 |
| ○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)                | (同)      | 一 |
| ○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立               | (水産業振興課) | 二 |
| ○道路の区域変更(五件)                         | (道路課)    | 三 |
| ○開発行為に関する工事の完了(三件)                   | (建築宅地課)  | 四 |
| ○包括外部監査の結果に基づく措置の公表                  |          | 四 |
| ○公安委員会                               |          | 四 |
| ○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 |          | 八 |

## 告 示

○宮城県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九條の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一(一) 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字長柴三の一八(国有林)

二(一) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二(一) 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字板橋一七六の五・一七六の六(以上二筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

魚つき

(三) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

○宮城県告示第五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の三において準用する同法第二十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年十二月二十四日

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千六十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、女川町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十五年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県

気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 気仙沼陸前高田線
- 三 道路の区域

|   |    |               |       |                                  |
|---|----|---------------|-------|----------------------------------|
| 変更の区間<br>気仙沼市新浜町二丁目一九四番地先から<br>同市西みなと町五八番地先まで | 前A | 一四・九〇         | 七七三・〇 | 備考<br>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
|   | 後A | 一四・九〇         | 七七三・〇 |                                  |
|   | 後B | 一一・五〇<br>二九・七 | 七七五・一 |                                  |

○宮城県告示第十六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県

気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

|       |       |                 |                 |    |
|-------|-------|-----------------|-----------------|----|
| 変更の区間 | 変更の前後 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) | 備考 |
|-------|-------|-----------------|-----------------|----|

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県

東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

|   |    |               |       |                                  |
|---|----|---------------|-------|----------------------------------|
| 変更の区間<br>石巻市月浦字月浦六五番一地从先から<br>同市侍浜字西山六番一地从先まで | 前A | 一四・九〇         | 二四九・四 | 備考<br>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
|   | 後A | 一四・九〇         | 二四九・四 |                                  |
|   | 後B | 一六・六〇<br>四三・九 | 二八〇・五 |                                  |

○宮城県告示第十六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県

仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜吉岡線
- 三 道路の区域

|       |       |                 |                 |    |
|-------|-------|-----------------|-----------------|----|
| 変更の区間 | 変更の前後 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) | 備考 |
|-------|-------|-----------------|-----------------|----|

|   |   |       |                 |                 |
|---|---|-------|-----------------|-----------------|
| 変更の区間                                     |   | 変更の前後 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
| 後   | 前   | 後     | 前               | 後               |
| 宮城郡利府町利府字新大谷地八一番五地先から<br>同利府字新大谷地三〇番三地先まで | 宮城郡利府町利府字新大谷地八一番五地先から<br>同利府字新大谷地三〇番三地先まで | 一九・八  | 二二・三〇           | 八・三             |
|   |   | 一九・八  |                 | 八・三             |

○宮城県告示第千六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 大衡仙台線
- 三 道路の区域

|                                       |                                       |       |                 |                 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-------|-----------------|-----------------|
| 変更の区間                                 |                                       | 変更の前後 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
| 後                                     | 前                                     | 後     | 前               | 後               |
| 黒川郡大和町小野字一ノ渡戸無番地先から<br>同町テクノヒルズ八番地先まで | 黒川郡大和町小野字一ノ渡戸無番地先から<br>同町テクノヒルズ八番地先まで | 二九・〇  | 五六・五            | 九九二・五           |
|                                       |                                       | 二六・〇  | 五三・五            | 九九二・五           |

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十二月二十四日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 名取市増田九丁目二百十七番及び二百十八番一  
 大阪市北区天神橋二丁目北二番十一号  
 株式会社大倉

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神八番四、八番九、八番十二及び八番十三並びに七番一、七番五、八番一、八番十六、八番十八及び十番三の各一部並びに八番四の地先の水の一部並びに同字小屋ノ口九十六番並びに九十八番一の地先の道の一部  
 女川町

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市赤井字館前二百三十七番一及び二百三十八番六  
 黒川郡大和町吉岡東三丁目一番地の五グラメ  
 ール大善Ⅱ-A二〇一  
 横山 司  
 横山 佳世

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成24年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年12月24日

宮城県監査委員 安 部 孝  
 宮城県監査委員 ゆ さ み ゆ き  
 宮城県監査委員

宮城県監査委員 遊 佐 勘 左 衛 門  
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

第1 監査結果の報告  
平成24年度の包括外部監査の結果（高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成25年3月22日に包括外部監査人から報告があり、同年4月23日付で公表した。

第2 通知のあった日  
平成25年12月9日

第3 包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置  
1 個別検出事項

| 番号 | 項目                                  | 監査の結果及び意見<br>(Pは平成24年度包括外部監査結果報告書のページ)   | 措置の内容   |
|----|-------------------------------------|--|---|
| 1  | 2 補助金<br>(2) 審査確認の不備<br>【指摘】        | 補助金の補助対象額と根拠資料に差異が生じており、県が実績報告の審査を適切に実施していたとは考えられない。<br>(P25)                                  | 補助金交付先の市が制度内容を誤認していたため差異が生じたものであり、県の補助金算定に誤りがあったものではない。県から必要の説明を行い、当該市は是正措置を講じた。<br>今後は、事務処理に遺漏がないよう、関係機関と意思疎通を十分に図りながら、確実な事務処理に努めることとした。 |
| 2  | 2 補助金<br>(4) 公益通報の受付管理<br>【指摘】      | 長寿社会政策課介護保険推進班では、公益通報の記録である処理箋の保管状況に不備がある。<br>(P31)  | 介護職員処遇改善交付金に関する公益通報等の処理箋を保管するための綴りを作成して管理することとした。   |
| 3  | 3 介護給付適正化<br>(1) 負担金の金額確認手続<br>【指摘】 | 県が負担金の算出基礎（市町村作成資料）と照合・確認する情報が市町村作成資料のみであるから、県負担金の算出基礎の正確性を確認するための手続として合理的といえるか疑問である。<br>(P36) | 宮城県国民健康保険団体連合会から介護給付費等請求額通知書の提供を受け、市町村の提出データの突合作業を行うこととし、県負担金の算出基礎の正確性を合理的に確認できるよう改善した。   |

4 県社協  
(1) 定款記載事項の不備  
【指摘】

宮城県社会福祉協議会が実施している図書・刊行物販売事業は収益事業でありながら、定款への記載がなく、定款への記載を定めた社会福祉法第31条第1項第11号の規定に反している。  
(P43)

平成24年度中に指導し、平成25年5月に県が定款変更を認可した。

4 県社協  
(2) 財務諸表の記載不備  
【指摘】

宮城県社会福祉協議会で財務諸表の記載不備事項が検出され、出資団体の経営状況報告が適切に行われているとは認められない。  
① なかやま山荘の事業計画見直しに伴う会計処理  
② 生活福祉資金貸付事業に係る会計処理  
③ 繰越活動収支差額の不一致  
④ 財産目録上の預金残高の誤記載  
(P44)

① 事業を廃止し建物を売却したため、当該事業に対する措置は不要となったが、今後同様の事業が発生した場合には、適正な会計処理について指導することとした。  
② 指摘内容を通知し、指導したところ、「平成25年度決算において引当金を計上する」との回答を得ている。  
なお、平成25年度決算後の監査において、その履行状況を確認することとした。  
③ 会計処理ミスの防止については、平成24年度に口頭で指導した。  
なお、平成25年度から新会計基準へ移行したことに伴い、会計処理方法の統一が図られている。  
④ 会計処理のミスの防止については、平成24年度に口頭で指導した。

4 県社協  
(3) 貸付金の管理  
【指摘】

介護福祉士等修学貸付金の管理に以下の不備がある。  
① 返還事由の適時確認  
② 貸付金残高と会計記録の不一致  
(P48)

① 適切な会計処理について指導することとした。  
② 適切な会計処理について指導することとした。

5 団体指導  
定款に定める期日内に法人全体

平成24年度決算分に係る現況報

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>(1) 県共募の管理体制制<br/>・決算承認の不備<br/><b>【意見】</b></p>  | <p>の事業報告書等の承認が行われていない。<br/>(P55)</p>   | <p>申告が法定期限内に県に提出されなかった。また、平成25年11月の指導監査において決算手続き等を確認した結果、定款に定める期日内に、理事会において法人全体の事業報告書等の承認等が行われたこと及び法定期日内に資産総額の変更登記が行われていたことが認められた。</p>   |
| <p>8 5 団体指導<br/>(1) 県共募の管理体制制<br/>・会計単位設定の不備<br/><b>【指摘】</b></p>   | <p>寄付金の経理と事務局経費の経理との区分がなされておらず、適切な経理区分管理が行われていないとは認められない。<br/>(P56)</p>                                | <p>平成25年11月の指導監査において確認した結果、来年4月の新会計基準への移行に併せ、経理規程の改正を検討していることが認められたので、来年度の指導監査において、その履行状況を確認することとした。</p>   |
| <p>9 5 団体指導<br/>(1) 県共募の管理体制制<br/>・未交付配分金、義援金の計上もれ<br/><b>【指摘】</b></p>                                   | <p>平成23年度決算上、未交付配分金・義援金の計上もれ31,451千円が生じており、適切な決算処理が行われていない。<br/>(P56)</p>                              | <p>平成24年度決算分の報告に併せ、未交付配分明細書も提出されたことから、措置したことを確認した。<br/>なお、平成25年11月の指導監査において関係帳票等を確認した結果、適正に処理していることが認められた。</p>   |
| <p>10 5 団体指導<br/>(1) 県共募の管理体制制<br/>・東日本大震災義援金に係る処理の不備<br/><b>【意見】</b></p>                                | <p>当該義援金収入は中央共同募金会に対する預り金であるから、これを未送金のまま特定・指定寄付金として宮城県共同募金会の収入として処理するのは不当である。<br/>(P56)</p>            | <p>平成25年11月の指導監査において確認した結果、平成25年1月に中央共同募金会に送金したことが認められた。</p>   |
| <p>11 5 団体指導<br/>(1) 県共募の管理体制制<br/>・岩手、宮城内陸地震義援金に係る処理の</p>   | <p>災害義援金の配分が適時に行われていないのは不適切である。<br/>(P57)</p>  | <p>平成25年11月の指導監査において、義援金の趣旨に則り早急に対応するよう指導し、処理について、随時確認することとした。</p>   |
| <p>不備<br/><b>【指摘】</b></p> <p>12 5 団体指導<br/>(1) 県共募の管理体制制<br/>・市町村共同募金委員会に係るチェック機能の不備<br/><b>【指摘】</b></p> | <p>宮城県共同募金会において、市町村共同募金委員会の会計管理に対するチェックが有効に機能しているといえるか疑問である。<br/>(P57)</p>                             | <p>平成25年11月の指導監査において確認した結果、市町村共同募金委員会の会計処理を宮城県共同募金会でも確認できるように、平成26年3月から宮城県共同募金会と市町村共同募金委員会をオンラインで結ぶ会計処理のシステムを導入し、チェック機能を強化する対策をとられていることが認められた。今後の指導監査においてチェックが適正に行われているか確認することとした。</p>   |
| <p>13 5 団体指導<br/>(1) 県共募の管理体制制<br/>・募金経費比率の水準<br/><b>【意見】</b></p>  | <p>現状の募金経費比率(約24%)が募金者の十分な理解を得られる水準といえるか疑問である。<br/>(P58)</p>   | <p>平成25年11月の指導監査において確認した結果、宮城県共同募金会でも認識しており、必要最小限の経費で運営していく方針であることが認められた。今後の指導監査において、募金経費比率の縮減について確認することとした。</p>   |
| <p>14 5 団体指導<br/>(2) 財務諸表の記載不備<br/><b>【指摘】</b></p>   | <p>実地調査対象法人で財務諸表の記載不備が検出された。<br/>① 建物の過大評価<br/>② 借入金に係る未払利息計上もれ<br/>③ 過年度の過誤調整に係る未払金計上もれ<br/>(P59)</p> | <p><b>【大崎市社会福祉協議会】</b><br/>① 大崎市社会福祉協議会の監事等と協議し、改善方法を検討するよう指導した。<br/>なお、第2次一括法の関係で、市社会福祉協議会の監査権限が各市長に移譲された。<br/><b>【大和福壽会】</b><br/>① 平成25年8月の指導監査において、税務署や顧問税理士等と相談し、対応するよう指導した。<br/>② 平成25年8月の指導監査において確認し、平成24年度決算で適切に処理されたことを確認した。<br/>③ 平成25年8月の指導監査において確認し、平成26年3月中に</p> |

|    |                                    |  |    |   |  |  |
|----|------------------------------------|--|----|---|--|--|
|    |                                    | 支払い予定であることを確認した。   | 18 | 5 団体指導<br>(6) 不適切な契約・支出<br>・土地の無償貸付<br>【意見】 | 土地の無償貸付けは社会福祉法人が貸付先に対し地代相当額を利益供与していることと同様の経済効果を有するものであり、契約条件として不当である。<br>(P 68)        | 平成24年11月、仙台簡易裁判所において相手方の医療法人と調停が成立し、相手方が平成26年4月限りで退去し明け渡すこととなった。                         |
| 15 | 5 団体指導<br>(3) 寄付・会費納入の任意性<br>【指摘】  | 県では、寄付・会費納入の任意性確認に関する特段の指導を行っておらず、社会福祉協議会に対する団体指導が適切に行われているといえるか疑問である。<br>(P 63)   | 19 | 5 団体指導<br>(6) 不適切な契約・支出<br>・契約方法の不備<br>【指摘】 | 随意契約とする合理的理由の確認ができない契約が検出された。<br>(P 68)  | 平成25年3月に随意契約から競争入札による契約に変更した。  |
| 16 | 5 団体指導<br>(4) 市社協の会<br>員管理<br>【指摘】 | 社会福祉協議会の会員は支部ないし自治会ではなく、個人(世帯)単位なのであるから、個々の個人(世帯)単位で会員を把握できない現状が社会福祉協議会の会員管理として適切といえるか疑問である。<br>(P 65)   | 20 | 5 団体指導<br>(6) 不適切な契約・支出<br>・取引の合理性<br>【指摘】  | 事業収入を上回る費用を負担する合理的理由が不明確な取引が検出された。<br>(P 69)   | 平成25年8月の指導監査において、依然、赤字経営の改善策が認められなかったため、再度、具体的改善策を求め、今後の指導監査において確認を行っていくこととした。           |
| 17 | 5 団体指導<br>(5) 助成金の管理<br>【指摘】       | 地区社会福祉協議会といえども、大崎市社会福祉協議会とは別の任意団体なのであるから、大崎市社会福祉協議会が支出した助成金に係る使途確認手続を簡略化する合理的根拠は希薄である。<br>(P 66)   | 21 | 5 団体指導<br>(7) 団体指導結果の改善措置<br>確認の不備<br>【指摘】  | 社会福祉法人の設立認可に関わる重要な疑義と認められる是正・改善指示事項が検出されたが、当該問題について県の対応方針を明確にしていけないのは不適切である。<br>(P 70) | 重要な疑義と認められる是正・改善指示事項に係る県の対応方針を明確にするために、「管理台帳」への記録を徹底することとした。                             |
|    |                                    | 社会福祉協議会指導監査調査書を平成25年5月に改正し、福祉団体等への助成金の使途確認等について新たに指導項目として追加するとともに、今年度の重点事項として位置づけ取り組むこととした。<br>また、第2次一括法の関係で、市社会福祉協議会の監査権限が各市長に移譲されたことを受け、平成25年5月、県主催の市担当者調整会議の場で、当該重点事項につ | 22 | 5 団体指導<br>(8) 組織運営に関する情報開示<br>【指摘】          | ホームページ上で財務情報が未開示または開示内容が不十分の社会福祉法人が散見されるが、財務情報の開示に関する十分な指導が行われているといえるか疑問である。<br>(P 71) | 厚生労働省局長連名通知を受け、平成25年6月に所管法人及び県内各市長あてに通知し、更なる情報開示を求めた。さらに、今年度は指導監査の重点事項の一つとして位置づけ取り組んでいる。 |
|    |                                    | 社会福祉協議会指導監査調査書を平成25年5月に改正し、福祉団体等への助成金の使途確認等について新たに指導項目として追加するとともに、今年度の重点事項として位置づけ取り組むこととした。<br>また、第2次一括法の関係で、市社会福祉協議会の監査権限が各市長に移譲されたことを受け、平成25年5月、県主催の市担当者調整会議の場で、当該重点事項につ | 23 | 5 団体指導<br>(9) 内部留保水準の適正確認<br>の不備            | 県の団体指導では、社会福祉法人の内部留保水準が適切かどうかの視点による確認が行われていない。内部留保率の高い法人が散見                            | 社会福祉法人の内部留保については、将来の事業拡大、災害や施設の老朽化の備えなどに充てられるもので、法人の適切な運営のため                             |

|             |   |
|-------------|---|
| <b>【指摘】</b> | される現状を考慮すると、適切な団体指導が行われているといえるか疑問である。(P72)  |
|             | めには、一定の内部留保は必要なもの判断しており、その使途などについて、今後の法人への指導監査の中で確認を行うこととした。なお、厚生労働省の社会保障審議会での内部留保について検討されており、その内容を確認していることとしている。 |

## 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第189号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年12月24日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

### 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

#### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

#### (2) 実施期間

平成26年2月12日（水）から同月21日（金）までの土・日曜日を除く8日間

| 講習区分   | 実施日 |    |    |    |    |    |    | 計   |
|--------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
|        | 3号  | 4号 | 3号 | 4号 | 3号 | 4号 | 3号 |     |
| 新規取得講習 | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | 7日間 |
| 追加取得講習 |     |    |    |    |    |    |    | 3日間 |
|        |     |    |    |    |    |    |    | 2日間 |

※ ○は講習実施日

#### (3) 講習時間

#### ア 新規取得講習（3号警備業務）

2月12日から18日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後0時20分までとし、最終日は午前9時20分から修了考査を実施する。

#### イ 新規取得講習（4号警備業務）

2月12日から14日及び19日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後3時50分までとし、最終日は午前9時20分から修了考査を実施する。

#### ウ 追加取得講習（3号警備業務）

2月17日及び18日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後4時から修了考査を実施する。

#### エ 追加取得講習（4号警備業務）

2月19日は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了考査を実施する。

#### 2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

#### 3 受付人員

3号警備業務新規・追加、4号警備業務新規・追加、合わせて40人

#### 4 受講対象者

##### (1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者



報 告 書

|   |   |
|---|---|
| <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話</p> <p>宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）</p> <p>なお、電話での受付は1回につき1人とする。</p> <p>(2) 受付期間</p> <p>平成26年1月9日（木）から同月16日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く5日間（1月9日から15日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続き</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成26年1月17日（金）から同月23日（木）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先</p> <p>事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。</p> <p>なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> | <p>(ア) 前記4-(1)～アに該当する者</p> <p>最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4-(1)～イに該当する者</p> <p>1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者</p> <p>2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(1)～エに該当する者</p> <p>旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(1)～オに該当する者</p> <p>旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>7 講習の委託先</p> <p>仙台市泉区天神沢1丁目4番11号<br/>一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>8 その他</p> <p>講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課<br/>（電話番号022-221-7171 内線3184・3185）</p> |
|---|---|